

◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

〈抜粋〉



かき殻使用の
排水処理接触材



稲殻等使用の培土



再生プラスチック
の棒



ペットボトル使用
の多目的ネット



サイディング使用
のプランター



牛糞、サイディング等使用のたい肥

リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。平成15年4月1日現在、42製品をリサイクル製品として認定しています。



浄水スラッジ使用
の土壤改良材



建設汚泥使用
の洗砂



建設残土使用の
改良土



溶解スラグ等使用のイン
ターロッキングブロック



牛糞使用のたい肥



ゴムチップ使用の
車止め

※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、
ホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp/>) でもご覧いただけます。